

新潟県国民健康保険団体連合会

第 146 回通常総会議事録

令和元年7月29日

自治会館別館 901 会議室

出席者 本人自らの出席 15名
委任状による代理出席 11名
白紙委任状の提出 8名

開 会 午後1時

開 会 宣 言

星総務課長が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 久住理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、公務多忙にも関わらず、第146回通常総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、6月に政府が閣議決定した「骨太の方針」では、インセンティブ評価指標についてはアウトカム指標の割合を計画的に引き上げるなど、保険者に計画的な取り組みを促し、例えば健診、レセプト情報を活用した糖尿病等重症化予防、保険者間のデータ連携・解析等に対する取り組みを重点的に評価するなど、保険者機能の一層の強化を図ることとしております。

また、5月に成立した改正健保法等において、マイナンバーカードなどを使用し被保険者資格を確認する「オンライン資格確認」を、令和3年3月を目途に開始する方針とされました。

厚生労働省はシステム運営経費については医療保険者に加入者割で求める方針を明らかにしており、各保険者で来年度予算編成に反映する必要があるため年内の早い段階に単価を提示したいとしております。今後、マイナンバーカードの普及促進と医療機関側・保険者側双方のシステム整備が進んでいくと思われれます。

いずれにいたしましても、国保を取り巻く情勢が大きく変わる中で、本会といたしましては、共同事業の拡大、拡充により保険者の事務負担と経費軽減を図り、これまで以上に医療、健診データの活用を進め、保険者の共同体としての役割を果たしていく所存であります。

最後となりましたが、本日の議案は、平成30年度「事業報告」並びに「歳入歳出決算」などで、去る7月17日に開催いたしました理事会で協議、承認頂いた内容についてご提案するものであります。後ほど事務局より説明がありますが、ご審議のうえご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 事

【事務局 星総務課長】

それでは、次第の3「議事」に移ります。はじめに、本日の出席議員数を報告いたします。議員総数34名のうち、本人自らの出席15名、委任状による代理出席11名、白紙委任状の提出8名、計34名でございます。本日の出席議員数が過半数に達しておりますので、本会規約第18条により、本総会は成立しておりますことをここにご報告いたします。

次に、「議長選出」となりますが、事務局よりお諮りさせていただきます。総会の議長につきましては、本会規約第17条で「出席議員で互選する」となっておりますが、これまでの慣例では理事長又は副理事長が総会議長を務めております。これより先の議事進行につきましては、久住理事長にお願いしたいと存じますが、皆様のご賛同をお願いいたします。

(「異議なし」の声)

【事務局 星総務課長】

有難うございます。異議なしの声をいただきました。それでは久住理事長、議事進行よろしく願いいたします。

【議長 久住理事長】

それでは、ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

早速ですが議事に入る前に、議事録署名議員の選出についてお諮りいたします。差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。刈羽村の品田村長さん、魚沼市の佐藤市長さんのお二人を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入ります。まず始めに、議決事項の議案第1号「平成30年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

事務局長を務めております。岡田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号「平成30年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告について」、主な事業について説明いたします。

議案書の 8 ページをお開きください。第 1 一般状況の 1 会員等の状況ですが、平成 30 年 4 月 1 日付けにて、県が国保保険者となり、本会の会員となりましたので、平成 31 年 3 月末現在、前年度より 1 増の 34 の会員数となっております。

(2) の被保険者数については、平成 30 年 3 月末から 1 万 7,948 人減の 486,384 人となっており、ここ数年の傾向ですが、国保の被保険者数の減少が続いている状況でございます。これは、国保加入者の後期高齢者への移行や平成 28 年 10 月施行の年金機能強化法による社会保険適用拡大などで、国保から被用者保険への加入者が増加したことなどが減少の要因と思われまます。

次に 2 の役員の状況ですが、平成 31 年 3 月末の状況でございます。県が本会の会員となり、役員につきましても平成 30 年 6 月に県福祉保健部長さんから就任いただきましたので役員定数は、19 名となっております。

現員数については、定数の 19 名を満たしております。3 の事務局の状況についてはご覧のとおり、8 課体制で業務を行わせていただきました。

9 ページをご覧ください。4 機関会議の開催です。(1) の通常総会は 2 回、(2) 臨時総会は 1 回、(3) 理事会は 3 回、(4) の監事会につきましても、日程上、持ち回りで開催しましたので 3 日間となっております。

10 ページ上段の (5) 正副理事長会議は 2 回、(6) の幹事会は 2 回開催しております。各会議の議事については、記載のとおりでございます。

次に、11 ページをご覧ください。(7) 委員会の開催ですが、共同事業検討委員会、広報委員会及び保健事業推進委員会の開催状況等でございます。

11 ページ中ほどには、5 諸会議・各種研修会の開催及び参加状況です。(1) 本会主催関係、11 ページ下段から 13 ページ上段にかけて (2) 東北地方国保協議会関係、13 ページから 21 ページ上段には、(3) 国民健康保険中央会関係、21 ページ中段から 22 ページには、(4) 審査関係、各関係団体諸会議等の開催状況、(5) 審査関係職員研修の実施状況を記載しております。

次に 23 ページをご覧ください。6 国民健康保険事業改善強化運動の推進として、国保制度改善強化全国大会開催状況と決議事項です。本県からは、24 名の参加をいただいております。大会で決議された記載の 9 項目について、実行あるものとするため、大会終了後、新潟県選出国會議員に対しまして、陳情・要請を行いました。

続きまして、24 ページの 第 2 事業実施状況でございます。

1 の一般事業ですが、(1) 広報宣伝に関することでは、記載の①国保新聞発送と普及促進をはじめ、⑦の国保制度周知パンフレットの作成などを行わせていただき、保険者に対する諸情報の提供と被保険者に対する広報、啓発活動の推進に努めました。(2) 共同事業に関することでは、平成 30 年度からの市町村国保都道府県単位化を踏まえ、各種の共同事業を拡充し、実施したほか、①の本会の共同事業検討委員会、②県の国民健康保険連携会議部会におきまして、県及び保険者と緊密な連携を図り、国保事務の円滑な運営、各種共同事業の一層の拡充に向けた協議及び調査・研究を行っております。

共同事業の実施状況としましては、③の医療費通知の作成をはじめ、25 ページにかけまして、各種実施事業の実績を記載しております。

26 ページの (3) 保険者が行う保健事業への支援では、①国保・後期高齢者ヘルスアップ事業について、アの保健事業支援・評価委員会を 6 回開催し、公衆衛生学を専門とする先生方から、15 保険者

に指導・助言を行っていただきました。②医療費分析・国保データベース（KDB）システム等を活用した保健活動事業支援については、アとして、保険者のご要望に対しましての医療費データ等の提供を行いました。

記載のとおり、22の保険者に対しまして、特定疾病の被保険者集計、重複薬剤処方状況など75件、提供させていただきました。

28ページをお開きください。2 本会に事務局を設置する事業についてです。

(1)の国民健康保険診療施設に関することでは、表に記載の、総会の開催をはじめ、研修会への参加など、ご覧の各種事業を実施し、診療施設活動の充実に努めました。

(2)の国保運営協議会に関することでは、国保制度を取り巻く環境は大変厳しい状況にある中、国の動向を踏まえ、国保制度の円滑な運営に寄与するよう政府・国会に対し働きかけを行いました。具体的な取組内容については、記載のとおりでございます。

(3)新潟県保険者協議会に関することですが、本体会議の開催及び各部会の開催状況については、記載のとおりでございます。

29ページをご覧ください。3 共同電算処理事業についてです。

(1)の国保総合システムの運用については、記載の①から④のシステムを活用し、保険者の国保事務の円滑な業務運営に努めました。

(2)平成30年4月稼働した国保情報集約システムの運用については、県が国保保険者になることに伴いまして、被保険者が同一県内で住所移動した場合に、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を市町村に提供する等、情報連携の支援に努めました。

(3)国保総合システムにおける各システムの主な業務についてですが、①レセプト電算処理システムから④の国保共同電算処理システムまでの主な実施業務を記載しております。

続きまして、32ページをお開きください。4 新潟県後期高齢者医療広域連合からの受託業務についてです。審査支払業務のほか、(1)給付関係現金支給処理業務から33ページの(5)後発医薬品利用差額通知書作成業務を受託し、円滑な運営の寄与に努めました。各業務の実績については、記載のとおりでございます。

34ページをお開きください。第3 診療報酬等審査支払の状況です。

1の 医科・歯科・調剤の状況でございます。

平成30年度の診療報酬の審査支払業務については、審査事務共助の充実強化を図るため、審査支援システムを活用し、システムチェック項目の拡大を行っております。また、審査基準の統一化を図るために全国国保連合会共通の審査基準を取り決め、診療報酬の適正な審査支払に努めました。

(1)の診療報酬審査委員会ですが、平成29年度同様84名の審査委員により、毎月土曜日・日曜日を含む5日間、審査委員会を開催し、レセプト審査にあたってくださいました。

(2)の審査決定状況ですが、国保分の受付件数は約875万4,000千件と前年度より、14万9,000件の減となっております。また、35ページ上段の後期高齢者分の受付件数は、対前年度比15万9,000件増の約1,055万6,000件でございました。

次に36ページの支払状況ですが、(1)の国保分については、対前年度比38億円減の約1,578億円となっております。受付件数、支払額ともに減となっておりますが、これはやはり、被保険者の減少によるものが主な要因と思われます。後期高齢者医療分については、対前年度比19億円増の約2,578

億円となっており、この増については、国保とは逆に被保険者数の増加によるものと考えられます。

次に 37 ページの 2 訪問看護療養費と 38 ページの 3 柔道整復施術療養費の審査及び支払状況については、記載のとおりでございます。

39 ページの 4 出産育児一時金等の状況ですが、ご覧のとおり平成 30 年度の実績として、取扱件数は、1,254 件、支払額は約 5 億 1,070 万円となり、取扱件数、支払額ともに前年度を下回りました。

次に、41 ページをご覧ください。6 介護保険業務の状況でございます。

(1) の介護保険認定者数は、平成 30 年 3 月末から約 3,600 人増の 145,206 人となっています。42 ページ下段の (5) 介護給付費等支払額の状況ですが、対前年度比で、43 億円増の約 2,234 億円となっております。この増加要因としては、高齢者人口の増加に伴う介護認定者数の増によるものと考えられます。

次に 44 ページをお開きください。7 障害者総合支援法関係業務です。(1) の③障害介護給付費等支払額、下段の (2) 障害児給付費の 45 ページ上段には③障害児給付費等支払額の状況を記載してございます。それぞれご覧のとおり、大きな伸びとなっています。この要因としては、障害介護及び障害児の支給決定者数の増加によるものと思われれます。

46 ページをご覧ください。8 年金からの特別徴収業務です。

保険者から本会への手数料及び本会から国保中央会への負担金の状況を記載してございます。47 ページには、9 医療費等の動きとしまして、平成 26 年度から平成 30 年度までの医療費等の推移を記載しております。

48 ページですが、10 の特定健診・特定保健指導等業務でございます。特定健診、国保分の取扱状況は、ご覧のとおり、対前年度比で件数・金額ともに減となりました。

また、後期高齢者分については、対前年度比で件数・金額ともに増加しております。以上で、平成 30 年度の事業報告について、説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第 1 号につきまして、これからご審議いただきたいと思っております。ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

(意見・質問なし)

【議長 久住理事長】

特にご質問等ないようでありますので、議案第 1 号「平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告について」これを、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第 2 号「平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算について」、

議案第 3 号「平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会財産目録について」の 2 議題につきまして、関連がありますので一括して事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、49 ページ、議案第 2 号「平成 30 年度 新潟県国民健康保険団体連合会 各会計歳入歳出決算について」説明いたします。

52 ページから 53 ページにかけまして、各会計決算状況を一覧にしておりますのでご覧ください。会計区分は、一般会計と 6 つの特別会計で構成しております。

はじめに、一般会計です。一般会計の財源は、保険者からの第一種負担金、国保診療施設を抱える市町村からの第二種負担金、求償実績に応じた受益者負担金、国からの補助金及び前年度繰越金等でございます。

収入済額 4 億 419 万 9,521 円、予算現額に対しまして、3,599 万 7,521 円の増となっており、第一種負担金の算定基礎となる被保険者数は減少していますが、繰越金などが見込みを上回り 3,600 万円ほどの増となっております。

支出済額 2 億 8,895 万 1,235 円、予算現額との差、7,925 万 765 円の減は、給料、手当等で不用額が生じたことや、保険者が取り組む保健事業に対する連合会補助事業実績が伸びなかったことによるものです。

また、予備費の充当は行っておりません。収支差引残額 1 億 1,524 万 8,286 円は全額翌年度に繰越させていただきます。

続きまして、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定です。

収入済額 14 億 2,394 万 1,054 円、予算現額との差、1 億 3,186 万 9,946 円の減は、手数料等につきまして、見込みを下回り減額となったことや、積立金の繰入において、予算を下回ったことなどにより減額となっております。

支出済額 10 億 199 万 9,191 円、予算現額との差 5 億 5,381 万 1,809 円の減は、役務費、委託料等での減額や、システム導入経費が見込みを下回ったことによる備品購入費での減額でございます。予備費の充当は行いませんでした。

収支差引残額 4 億 2,194 万 1,863 円は、全額翌年度に繰越しさせていただきます。

次に、診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定についてです。各特別会計の支払勘定は、保険者から頂いて、医療機関等へ支払う受払い勘定ですので、決算時に残額が生じないこととなりますが、差引残額が生じておりますので説明いたします。

これは、平成 20 年 4 月から実施されております、70 歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置で、患者負担軽減分の 1 割分を国が負担し、医療機関へ支払うために本会に基金事業特別会計を設けて経理してまいりましたが、国の通知により、平成 27 年度以降については、基金事業から単年度補助金事業へと転換されております。

現在、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定において経理しておりますが、概算払いによる交付であることから、返還額が生じております。

差引残額 1 億 5,368 万 9,363 円は、翌年度に繰越し、国の指示により国庫へ返還する予定でございます。

また、診療報酬審査支払特別会計の他の3つの支払勘定については、受払い勘定になりますので説明は省略いたします。以下、後期高齢者医療事業関係業務特別会計、介護保険事業関係業務特別会計、障害者総合支援法関係業務等特別会計、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の支払勘定につきましても、受払い勘定のため収支差引残額は0円となりますので説明は省略させていただきます。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。

収入済額 12億7,808万5,123円、予算現額との差、114万9,123円の増は、手数料の取扱件数について、見込みを下回り減額となりましたが、繰越金などにおいて見込みを上回り、歳入については、ほぼ予算通りとなっております。

支出済額 11億734万9,726円、予算現額との差、1億6,958万6,274円の減は、審査支払管理費の給料・職員手当等において、不要額が生じての減額や、役務費、委託料等において見込みを下回り減額となっております。なお、予備費の充当は行いませんでした。収支差引残額 1億7,073万5,397円は全額翌年度に繰越しさせていただきます。

次に、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定です。

収入済額 3億2,804万6,645円、予算減額との差、3,961万8,355円の減は、手数料の部分で取扱件数が見込みを下回ったこと。また、積立金の繰入れや繰越金において、見込みを下回ったことなどが主な減額要因でございます。

支出済額 2億1,143万4,784円、予算減額との差、1億5,623万216円の減は、審査支払管理費において、委託料・備品購入費等で見込みを下回ったことなどによる減額となっております。予備費の充当は行っておりません。

収支差引残額 1億1,661万1,861円は、全額翌年度に繰越しさせていただきます。

続いて、障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定です。

収入済額 8,561万695円、予算現額との差、430万1,305円の減は、繰越金で見込みを下回り減額となっております。

支出済額 6,215万9,398円、予算現額との差、2,775万2,602円の減は、支払管理費の委託料・備品購入費等において、見込みを下回り減額となっております。

予備費の充当は行いませんでした。

収支差引残額 2,345万1,297円は、全額翌年度へ繰越しさせていただきます。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の業務勘定です。

収入済額 1億4,733万6,284円、予算現額との差、2,646万4,716円の減は、手数料の部分で取扱件数が見込みを下回ったことや、積立金の繰入で減額となっております。

支出済額 1億4,728万4,474円、予算現額との差、2,651万6,526円の減は、総務管理費の委託料・備品購入費等で減額となっております。

収支差引残額 5万1,810円は全額翌年度へ繰越しさせていただきます。

役職員退職手当特別会計ですが、退職給付引当資産への積立分として、厚労省通知に基づき、各会計から繰入れ、全額退職給付引当資産へ積立を行っております。

また、退職者への退職金支給分につきましては、退職給付積立資産より取崩し、役職員退職手当特別会計へ繰入れ、退職金として支給しております。

平成30年度決算合計では、予算現額 7,179億6,357万9,000円、収入済額 6,857億7,767万4,460

円、支出済額 6,847 億 7,594 万 4,583 円、収支差引残額 10 億 172 万 9,877 円は、すべて翌年度へ繰越しさせていただきます。

詳細につきましては、53 ページ右端に記載されているページの決算書及び事項別明細書をご覧ください。

なお、附属資料としまして、複式簿記会計による平成 30 年度財務諸表を、議案書 369 ページ以降に載せてございます。

次に、お手元の議案第 2 号の別添資料をご覧ください。「平成 30 年度決算における実費弁償判定結果について」ご説明いたします。

本会が行う診療報酬等の審査支払業務に対する手数料は、昭和 56 年の厚生省通知によって、実費に見合う額として算定し、かつ、当該年度で剰余が生じた場合は、その額を翌年度において徴収する手数料から控除するという実費弁償方式により行うこととし、平成 25 年度分からこの方式に則り経理しております。

別添資料 1 ページをご覧ください。平成 30 年度分につきましては、実費弁償方式による判定を行った結果、収益事業の 5 会計分の合計額が 2,372 万 9,065 円のマイナスとなっておりますので、剰余は生じなかったことをご報告いたします。

なお、資料に記載の加算・減算等の調整につきましては、厚労省・国税庁・国保中央会で協議・決定された内容に基づき処理を行い、合計額がプラスであれば翌年度手数料から控除、マイナスであれば控除なしという取扱いとなっております。

以上で議案第 2 号各会計決算報告を終わります。

続きまして、298 ページ議案第 3 号「平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会財産目録について」説明いたします。

300、301 ページをお開きください。表の左側、積立資産の区分ですが、財政調整基金積立資産から退職給付引当資産までの 4 つの積立資産については、平成 26 年 10 月 31 日付け厚生労働省通知に則り積立を行っております。

また、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、レセプト電算処理システム導入作業経費積立資産、この 3 つの資産については、それぞれを一般会計と収益事業に係る 5 会計に区分しております。

300 ページ下段、合計欄の一番右の欄をご覧ください。平成 30 年度末の現在高でございますが、23 億 2,733 万 5,334 円となり、前年度より、1 億 8,700 万円ほどの増となっております。これは、固定資産の増加に伴う、減価償却引当資産の積立額の増でございます。以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

事務局の説明が終わりましたが、先般、監事の方から監査をしていただいておりますので、監事である関川村の加藤村長さんから監査結果の報告をお願いいたします。

【監事 加藤関川村長】

監査報告をさせていただきます。303 ページをご覧ください。平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告及び一般会計、各特別会計歳入歳出決算並びに財産管理状況について、令和元年 6 月 27 日、関係者から説明を聴取するとともに、関係帳簿並びに証拠書類に基づいて監査を行った結果、

いずれも適正かつ正確に処理されていたことをここに報告いたします。以上であります。

【議長 久住理事長】

有難うございました。只今、事務局から議案第2号及び議案第3号の説明、加藤関川村長さんから監査結果の報告をしていただきましたが、これにつきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見・質問なし)

【議長 久住理事長】

質問がないようでありますので、議案第2号「平成30年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出決算について」、議案第3号「平成30年度新潟県国民健康保険団体連合会財産目録について」これを、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第4号「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の創設について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、305ページ、議案第4号「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の創設について」説明いたします。

議案書307ページをご覧ください。新たな積立資産の創設についての経緯等が記載されておりますが、これは、国保中央会が全国の国保連合会へ示した文書となります。

この新たな積立資産については、ICTやAIを活用したコンピュータチェックの導入による審査支払業務等の取組に充てるため、認められた積立資産でございまして、厚労省と国税庁との協議の上、当該年度の手数料収入の30%を上限として、新たに非課税で積立てられることになったものでございます。

これは、全国の国保連合会で統一した取組であり、本会におきましても、この新たな積立資産を創設することにつきまして、お諮りするものでございます。

なお、本会における新たな積立資産の創設をご承認いただいた後、議案第5号におきまして、令和元年度予算の補正につきましても、お諮りするものでございます。

また、本会の財務処理につきましては、実費弁償方式により行われており、5年ごとに所轄税務署へ確認申請書を提出しております。本年が確認申請書の提出年度となっておりますので、新たな積立資産を含めた令和元年度の補正予算書を総会にて、ご承認いただいた後に、確認申請書と併せ、所轄税務署へ提出することとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第4号につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見・質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問がないようでありますので、議案第4号「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の創設について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第5号「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、311ページ、議案第5号「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」説明いたします。313ページをお開きください。

診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算の第二次補正及び、ご覧の4つの特別会計、業務勘定の歳入歳出予算第一次補正でございます。これは、今ほど説明させていただいた、新たな積立資産の創設に関する補正として、科目の新設を行わせていただくものでございます。

診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定では、70歳前半の被保険者に係る一部負担金1割分を国が負担しておりますが、概算払いによる交付であることから、過払金が生じているため、差引残額については、令和元年度に繰越し、国庫へ返還するため、増額補正を行うものでございます。

なお、令和元年度予算の補正に係る収支補正予算書を、議案第5号の別添資料としまして、提出させていただきますので、ご確認いただければと思います。

また、この収支補正予算につきましては、実費弁償判定に係る確認申請のための資料でありますので、総会終了後に所轄税務署へ提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第5号につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見・質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問がないようでありますので、議案第5号「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきましたので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第6号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の改選について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、339ページ、議案第6号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の改選について」です。
341ページをお開きください。

この7月末を以って、役員の任期が満了となりますことから、本会役員選任規定第3条により、県市長会長、県町村会長並びに国保組合協議会長から、名簿のとおり推薦をいただいております。新理事として、大塚小千谷市長、櫻井柏崎市長の推薦をいただいております。なお、学識経験者選出理事については、去る7月17日に開催されました理事会において、渡部新潟県医師会長、本会高橋常務理事の再任が承認されております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました議案第6号につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問がないようでありますので、議案第6号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の改選について」原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告認定事項に入ります。報認第1号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の補充選任報告に

ついて」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、344 ページ、報認第 1 号「新潟県国民健康保険団体連合会役員補充選任報告について」です。

345 ページをご覧ください。本会理事でありました新潟県建築国保組合富永武司理事長が平成 31 年 3 月 31 日を以って退任されたことに伴い、新たに関係団体（国保組合協議会）からの推薦により、同じく新潟県建築国保組合 佐藤正己理事長を 4 月 10 日付け、役員に委嘱しましたのでご報告いたします。

以上で報告を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報認第 1 号につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

（質問等なし）

【議長 久住理事長】

ご質問がないようでありますので、報認第 1 号「新潟県国民健康保険団体連合会役員の補充選任報告 について」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。次に、報認第 2 号「平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは、347 ページ、報認第 2 号「平成 30 年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」です。

理事長より平成 31 年 3 月 14 日に専決処分として決裁をいただいた案件でございます。349 ページをご覧ください。「介護保険事業関係業務 特別会計歳入歳出予算の第二次補正」です。これは、介護予防ケアマネジメント受入金の増に伴う補正でございます。

以上で報告を終わります。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報認第 2 号につきまして、ご質問等がございましたら

お願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問がないようでありますので、報認第2号「平成30年度 新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、報認第3号「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 岡田事務局長】

それでは355ページ、報認第3号「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」です。

理事長より令和元年5月27日に専決処分として決裁をいただいた案件です。357ページをご覧ください。

診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算の第一次補正です。これは風しん対策事業の新規受託に伴う業務勘定における手数料の増額補正及び風しん対策事業の新規受託に伴う支払勘定の 신설及び増額補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【議長 久住理事長】

只今、事務局から説明のありました報認第3号につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(質問等なし)

【議長 久住理事長】

ご質問がないようでありますので、報認第3号「令和元年度新潟県国民健康保険団体連合会各会計歳入歳出予算の補正について」報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 久住理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
以上をもちまして、全議案の審議が終了いたしました。皆様のご協力により、本日提案いたしました案件すべてご承認をいただきましたことに感謝申し上げ、議長の責めを終わらせていただきます。大変、有難うございました。

閉 会

【事務局 星総務課長】

久住理事長、有難うございました。また、皆様におかれましては長時間にわたるご審議大変お疲れ様でございました。

それでは、最後になりますが、米田副理事長が閉会のご挨拶を申し上げます。

【米田副理事長】

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、多くの皆様からご出席をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

また、本日提案いたしました案件につきまして、ご承認いただき重ねてお礼申し上げます。


本会としては、保険者の皆様の負託にこたえるよう国保事業の円滑な運営に向け、保険者の共同体としての責務を適切に果たして参る所存であります。皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

本日は、誠に有難うございました。

閉会 午後 1 時 45 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和元年9月9日

議長 久住時男 

令和元年8月27日

署名議員 品田宏夫 

令和元年9月5日

署名議員 佐藤雅一 